

■都市機能誘導区域に誘導する誘導施設（届出の手引きより）

機能	施設	大田原地区の設定	野崎地区の設定	根拠法等
行政機能	市役所	◎	—	・地方自治法に規定される事務所。
介護福祉機能	福祉施設 ○通所・訪問・小規模多機能サービスを有するもの	◎	◎	・介護保険法に規定される施設、事業の用に供する施設のうち、通所・訪問・小規模多機能サービスを有する施設。
子育て機能	幼稚園・保育所 ○保育園 ○認定こども園 ○小規模保育施設	◎	◎	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定される幼稚園、保育所、認定こども園。 ・児童福祉法に規定される小規模保育事業を行う事業所。
商業機能	小売店舗 ○店舗面積 1,000 m ² 以上	◎	◎	・大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗（小売業を行うための店舗の用に供する床面積が1,000 m ² 以上のもの）。
医療機能	診療所	◎	◎	・医療法に規定される診療所。
教育文化機能	文化会館・ホール	◎	—	・大田原市総合文化会館条例に規定される文化会館。 ・その他一般住民が利用できるホールを有する施設。
	図書館	◎	—	・図書館法に規定される図書館。

◎ …… 誘導施設に設定する
— …… 誘導施設に設定しない